

令和8年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）  
に関するキャンセルポリシー

1. 実施施設への利用予約が完了した時点より当キャンセルポリシーの対象となります。
2. 利用日を変更したい場合は、利用予約をした施設の定める方法でのお手続きが必要です。
3. 以下の場合にはご利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できるだけ速やかに利用予約をした施設の定める方法でお手続きをお願いいたします。

- ・ 利用日前日まで発熱があった場合
- ・ 利用日当日に発熱がある場合
- ・ ご家族が感染症にかかっている場合
- ・ 発熱はなくても体調の崩れが見られる場合

4. 利用の無断キャンセルは、施設や他の利用者の迷惑となりますので、控えてください。
5. 利用の無断キャンセルや度重なる予約変更等をされた場合には、利用をお断りする場合があります。
6. 利用の無断キャンセルの場合、利用があったものとみなし、施設への利用料のお支払いが必要です（予約時間どおりに利用時間枠が消費されます）。なお、キャンセルにおける利用料や利用時間の取り扱いについては、以下の表のとおりです。

	利用日の前日（★）までに キャンセル連絡をした場合	利用日の当日以降に キャンセル連絡をした場合	無断キャンセル の場合
利用料	発生しない （無料）	予約時間にかかる利用料全額と 同額をキャンセル料として徴収 （利用があったものとみなす）	
利用時間	増減なし （利用時間枠は消費されない）	予約時間分を減算 （利用時間枠が消費される）	

★キャンセル連絡の受付時刻については、施設が採用するキャンセル方法の①もしくは②により異なりますので、施設が定めるキャンセル方法をご確認のうえ、手続きをお願いいたします。

- ① 利用者自らがシステム上でキャンセル連絡を行う場合  
→利用日の前日（23：59）までにシステム上のキャンセル入力がないと、当日キャンセル扱いとなります。
- ② 施設が利用者からキャンセル連絡を受け付け、施設が一括してキャンセル入力を行う場合  
→利用者からのキャンセル連絡を施設が確認し、応答等をしたことをもってキャンセル成立となりますので、利用日前日（ここでは、利用日の1営業日前を指す。）の開所時間内までに、施設の定める方法で施設あてにキャンセル連絡を行わないと、当日キャンセル扱いとなります。

※ 利用予約をした施設の定める方法によらず利用のキャンセルをした場合は、無断キャンセルと同様に利用があったものとみなし、施設への利用料のお支払いが必要となる場合があります（予約時間どおりに利用時間枠が消費されたものと扱われる場合があります）。

この結果、月の利用枠10時間を超える利用となった場合は、一時間あたり最大2,000円程度の料金を施設から徴収されることとなりますので、ご注意ください。